

漁業経済学会 短 信

【第62回大会の案内】

■ 開 催

場 所：東京海洋大学品川キャンパス 東京都港区港南4-5-7

事務局：工藤 貴史（TEL 03-5463-0569）

日 程：2015年5月29日（金）～31日（日）

5月29日（金） 16:30～17:30 : 学会賞選考委員会（8号館208号室）

16:30～17:30 : 会計監査（8号館406号室）

18:00～20:00 : 全国理事会（8号館203号室）

5月30日（土） 9:00 開場

9:30～16:30 : シンポジウム（白鷹館2階多目的ホール）

17:00～20:00 : 懇親会（8号館203号室）

5月31日（日） 9:00 開場

9:30～15:00 : 一般報告

第1会場（8号館203号室）

第2会場（9号館208号室）

15:00～16:00 : 総会

*前回の短信でお伝えしたスケジュールから変更しています。ご注意ください。

■ 参加申込方法

当日受付もいたしますが、事務局の負担を軽減したいので、会員の皆様には事前申し込みへのご協力を宜しくお願いいたします。振り込み用紙を同封しましたので参加費、懇親会費を納入してください。

大会参加費：2,000円 懇親会費：4,000円

■ 学会賞候補者の推薦

学会賞候補者の推薦を募集しています。候補対象者名と理由を記して事務局（工藤貴史）までお送り下さい。お送り頂いたものは学会賞選考委員会に提出します。

委員長（代表理事）： 長谷川健二

委員：宮澤晴彦、古林英一、佐野雅昭、田坂行男、濱田英嗣、山尾政博



8 号館（学会賞選考委員会、会計監査、全国理事会、懇親会、一般報告第一会場、総会の会場）＝⑰

9 号館（一般報告第二会場）＝⑱

白鷹館（シンポジウム会場）＝㉑

【第 62 回大会シンポジウム（5 月 30 日）】

国境漁業の現状と課題

－日本周辺海域の漁場紛争の論点を探る－

日本の周辺海域では隣国との漁場紛争が存在し続けている。日本は、戦後、隣国と漁業協定を締結し、1977 年に漁業専管水域（所謂 200 カイリ規制）を設定し、1996 年に国連海洋法条約を批准するとともに隣国との二国間協定を再締結したが、ナショナリズムが高揚するなか、領土問題が再燃し、国際漁場紛争は新たな局面に入っている。

言うまでもなく、国境漁業の置かれた状況は紛争水域によって大きく異なる。一方で、どの国境漁業においても、領土問題が絡む漁業交渉の歴史があり、国際関係や漁業交渉に翻弄されてきた漁業の現場がある。それゆえ、漁業政策の在り方においてはさまざまな論点が想定され

る。

本シンポは、歴史、交渉の実態、国際関係などを踏まえながら、日本近海で行われている国境漁業の経過と現状を確認し、論点を絞らず、あらゆる角度から論点を探ると共に、紛争海域の調査、研究にかかわってきた報告者の情報や整理を土台にして今後の漁業経済研究の在り方を深めたい。

【日時】：2015 年 5 月 30 日（土） 9：30～16：30（9 時開場）

【場所】：東京海洋大学 品川キャンパス 白鷹館 2 階 多目的ホール

【プログラム】

解題：9：40～10：00

国境漁業の現状と課題

濱田武士（東京海洋大学）

第一報告：10：00～10：35

日ロ漁業の枠組みと実態（仮）

本田良一（北海道新聞）

第二報告：10：40～11：15

竹島／独島周辺海域・日韓暫定水域をめぐる漁場紛争の論点を探る

福原裕二（島根県立大学）

第三報告：11：15～11：50

日中漁業関係の変容と課題（仮）

陳 激（一橋大学 非常勤講師）

昼休み

第四報告：13：00～13：35

「日台民間漁業取決め」締結による尖閣諸島周辺海域での日本側漁船および台湾漁船の漁場利用変化

佐々木貴文（鹿児島大学）

第五報告：13：35～14：10

国境を接する近隣諸国等との漁業交渉に関する比較（仮）—交渉の態様とその影響—

末永芳美（東京海洋大学）

コメント：14：10～14：30

片岡千賀之（長崎大学名誉教授）：14：10～14：20

海野洋（元東北大学法学部教授）：14：20～14：30

討論会：14：40～16：30

司会：廣吉勝治（北海道大学名誉教授）、宮澤晴彦（北海道大学）

【講演要旨】

解題：

国境漁業の現状と課題

濱田武士（東京海洋大学）

本報告では、資源ナショナリズムや領土ナショナリズムが強まる現状下で、日本周辺海域でどのような漁場紛争が生じているのか、その漁業実態を鳥瞰するとともに、漁業取り締まりの状況や、二国間の漁業協定下で進められている漁業交渉の現状、あるいは国際資源管理体制の動向について概観する。その上で、直面している課題について論じたい。

第一報告：

日ロ漁業の枠組みと実態（仮）

本田良一（北海道新聞社編集局編集委員）

現在、日ロ間には漁業に関する4つの枠組みがある。①ロシア200カイリ水域内の北洋サケ・マス漁、②ロシア200カイリ内のサンマ棒受け網漁、マダラ延縄漁など③貝殻島周辺のコンブ漁④スケソウダラ、ホッケ、タコの北方4島周辺の安全操業。このうち、北方領土問題と関係するのは②～④。日本側から領土問題との関係でみると、③は一番不利で、④は最も有利、②はその間ということができる。資源管理に関していえば、係争水域とはいえロシアに実効支配されているため、ロシアの管轄下で操業が行われ、ロシアの資源管理政策の枠内で日本漁船の操業が認められている。この点で、日韓・日中暫定水域とは違い、資源管理がしっかりと行われている。ただし、羅臼沖の根室海峡で行われているスケソウダラ漁に関しては、日ロ共同の資源管理は行われていない。そのため、羅臼側ではロシアのトロール漁船の影響と見られる水揚げ減少、資源の悪化に歯止めはかかっている。

第二報告：

竹島／独島周辺海域・日韓暫定水域をめぐる漁場紛争の論点を探る

福原裕二（島根県立大学）

日本と韓国が互いに領有権を主張し合い、これをめぐる議論や対応がゼロサムゲームの様相を呈している竹島／独島（という存在）。その周辺海域は、日韓双方がともに言挙げするほど、国家を挙げて死活的だというような重要な漁場ではない。

さて、国際関係論（史）に立脚して、竹島問題をはじめとする領土紛争は様々な形で議論することが可能だし、現に議論されてきた。そこでは専ら「国家」の論理や態様に注視され過ぎてきたくらいがある。そのことに留意しつつ、領土（島）をその周辺海域や関連水域も含めて利活用の観点から、また利活用する地域や人びとの観点から眺めると、従来見落とされてきた論点が浮き彫りとなるに違いない。

この報告では、そうした論点を抽出することで、国境漁業の現状と課題を考察していく一助としたい。

第三報告：

日中漁業関係の変容と課題（仮）

陳 激（一橋大学 非常勤講師）

本報告の目的は、今日の日中漁業問題の背景を明らかにした上で、漁業摩擦の解決策を探るところにある。

近年、日本近海において、中国「虎網」・サンゴ漁船による乱獲と密漁が深刻な問題になっている。水産資源と生態系への悪影響だけでなく、日本漁船が進路を妨害されたり、漁網を破壊されたりするなどの問題が起きており、メディアでも取り上げられることが多くなっている。この解決策を考えるためには、中国漁民の論理を分析した上で、共存していくために何が必要かを検討するのが重要である。

そこで、本報告では、中国漁業の発展過程を考察する。具体的な課題は、以下の二点である。

第一は、近年中国漁船が日本近海に押し寄せ、乱獲する原因を解明するために、改革開放後の中国の漁業生産、政策・行政などについて考える。

第二は、漁業における日中民間交流の実態を検討することによって、民間人や民間企業の役割を再考する。

第四報告：

「日台民間漁業取り決め」締結による

尖閣諸島周辺海域での日本および台湾漁船の漁場利用変化

佐々木貴文（鹿児島大学）

2013年4月、尖閣周辺海域の実行支配を強めたい意図を持つ日本側は、台湾との間で「日台民間漁業取決め」（以下「取決め」）をまとめるにいった。具体的な操業ルールは徐々に形成され始めてはいるけれども、なお課題は多い。今後、この取り決めに評価していくためには、締結にいたる歴史的背景や取決め後の漁場利用の実態を把握しておく必要があるといえる。ただ現状では、領土が関係する問題は政治交渉の全体像が把握できないという課題と、漁業経済学の識者を除いて漁業者の立場から尖閣諸島周辺の海域における漁場利用の実態を把握したうえで取決め締結を評価しようとする視点が決定的に不足しているという課題がみられる。

本研究は、取決め締結が尖閣諸島周辺海域を生産の場とする漁業者に与えた影響を把握することを主要な目的とし、取決め締結を受けた尖閣諸島周辺海域での日本漁船および台湾漁船の漁場利用実態を明らかにすることを目的とした。研究の対象は、沖縄県および宮崎県のマグロ延縄漁船と、鹿児島県および長崎県の一本釣り漁船、そして台湾屏東県（東港区漁会）および宜蘭県（蘇澳区漁会）のマグロ延縄漁船とした。そして、歴史的展開を含む生産実態や、取決め締結後の漁場利用実態・変化などを分析することとしている。

第五報告：

国境を接する近隣諸国等との漁業交渉に関する比較（仮）

—交渉の態様とその影響—

末永芳美（東京海洋大学）

日本は、世界の各国の中でも漁業交渉実例を最も豊富に有している国と言っても過言ではなからう。そのような観点から、日本は世界の漁業交渉を俯瞰できる立場にある。しかし、漁業交渉は、当事者同士が交渉する機密性の高い事項となるので、その実態が広く知られる機会は少ない。だが、世界的（グローバル）な観点との比較において、筆者の体験等からすれば、アジアにおける隣国等との漁業交渉の在りようには特異な点が見うけられる。領土・境界問題等との絡みから、水産資源の持続的利用の観点において国連海洋法条約の趣旨の尊重精神は必ずしも高くはないと考えられる。また、協定の内容も国民にとり透明性が高いとは言い難い内容となっている。アジア隣国等との漁業外交は、日米、日ロ間等の漁業交渉に比し、「周回遅れ」の事態を招いている。このような事態がどうして起きているのか、またそれを解消するための方策について検討、考察してみた。

【一般報告プログラム（5月31日）】

（発表 25 分：質疑応答 10 分）

〈第1会場〉8号館203号室

第1報告（9：30-10：05）

オキナワモズク価格変動と需給分析

上原政幸（沖縄地域ネットワーク社）

第2報告（10：05-10：40）

「真珠不況」（1967年）は不可避だったか？ —産業組織の情報感知度を妨げるもの—

西村 盛親（生物資源研究所）

第3報告（10：50-11：25）

ブリ養殖産地の経営分析 ～愛媛県A島を事例として～

竹ノ内徳人（愛媛大学）、林大地（元愛媛大学大学院）、原田幸子（愛媛大学）

第4報告（11：25-12：00）

福岡市中央卸売市場鮮魚市場の再編動向と特徴

—市場業者の動きと主体間の関係性に注目して—

山本尚俊・平亮馬（長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科）

第5報告（13：15-13：50）

石巻地区における水産業復旧状況の分析

後藤卓治（漁港漁場漁村総合研究所）、中西豪（水産庁）、

堀江岳人（アルファ水工コンサルタンツ）、佐藤啓輔（復建調査設計）

第6報告（13：50-14：25）

福島沖漁業の復興の現状と見通し

乾 政秀（水土舎）

第7 報告 (14 : 25-15 : 00)

東アジアにおける水産食品企業の企業間連携

加藤辰夫 (福井県立大学)

〈第2 会場〉9 号館 208 号室

第1 報告 (9 : 30-10 : 05)

山陰の沖合底曳網漁業と韓国

藤井賢二 (島根県竹島問題研究顧問)

第2 報告 (10 : 05-10 : 40)

海洋保護区の持続的管理に関する潜在支払意思額及び労働意思量-台湾墾丁国家公園の事例-

楊 清閔 (台湾・水産試験所 沿近海資源研究センター)

第3 報告 (10 : 50-11 : 25)

漁業分野の外国人技能実習制度から見える現実について

佐々木貴文 (鹿児島大学)、三輪千年 (発表者)、堀口健治 (早稲田大学)

第4 報告 (11 : 25-12 : 00)

韓国水産業におけるU ターン政策の現状と課題

金智薫 (愛媛大学大学院)、中安章 (愛媛大学)、竹ノ内徳人 (愛媛大学)

第5 報告 (13 : 15-13 : 50)

水産物に対する消費者意識調査-日本と台湾の比較-

法理樹里 (立教大学/中央水産研究所)

第6 報告 (13 : 50-14 : 25)

ニュージーランドにおける漁獲物受取人の取扱量の変遷

大西学 (立命館大学地域情報研究センター・客員研究員)

第7 報告 (14 : 25-15 : 00)

日本とノルウェー サバ漁業の比較 水産システムの視点に基づく整理

金子貴臣 (中央水産研究所)

【「漁業経済研究」の投稿案内】

1. 投稿規定

投稿規定は2012年5月29日改正版のものとします。投稿を希望する場合、必ず「投稿規定」と「執筆要領」をよく読み、それに従って執筆してください。

以下のURLに記載されている投稿規定を参照してください。

<http://www.gyokei.sakura.ne.jp/contribution/contribution.htm>

特に、投稿区分については明記を忘れないでください。

投稿原稿が投稿規定、執筆要領に従っていない場合や投稿原稿の内容が漁業経済学会規則第3条に適さない場合、投稿を受け付けないこともあります。また、締め切り日を過ぎてから投稿した場合、その原稿の審査は次号の編集作業に回します。

2. 編集スケジュール

漁業経済研究 60 巻 1 号は、原稿締め切りが2015年7月20日で、2016年1月中旬に発行となります。なお、同巻2号は、原稿締め切りが2016年1月20日で、2016年6月中旬に発行となります。

3. 提出方法

投稿者は、編集委員会総務担当に、以下の要領で送付すること。

- ① 原稿の提出部数は、区分を問わず、3部(3部ともコピーで可)とする。
- ② 電子ファイルをCDなどに保存して送付するか、電子メールに添付ファイルとして送付すること。(ファイルサイズが大きい場合、図表ファイルをpdf化するなど工夫をしてください)
- ③ 「漁業経済研究」投稿原稿送り状を同封すること。送り状の様式については「漁業経済研究」の最終ページに掲載しています。

編集委員会総務：

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7 東京海洋大学 工藤貴史 研究室 宛
電子メールアドレス：kudot@kaiyodai.ac.jp (◎を@に変えて下さい)

【会費納入のお願い】

2015 年度までの年会費の納入を宜しく申し上げます。同封の払込取扱票にて納入していただきますようお願いいたします。郵便口座からの自動引落しによって納入いただいている方は、郵便口座から 2015 年 5 月下旬に自動引落しをする予定ですので、よろしくお願い申し上げます。領収証が必要な方は払込取扱票の該当部分にチェックしていただくか、会計担当に直接ご連絡ください。領収証のお渡しは、大会時か短信送付時(4 月、7 月、12 月)となります。お急ぎの方はご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(工藤貴史 TEL:03-5463-0569 E-mail:kudot@kaiyodai.ac.jp◎を@に変えて下さい)

【過去の短信を学会 HP に掲載】

過去の短信を収集し学会 HP にアップロードいたしました。過去の短信をご提供くださいました玉置会員と三輪会員、そしてアップロード作業をしていただいた大西会員に感謝申し上げます。なお、公開現在も欠けている短信がありますので心当たりのある方がいらっしゃいましたら事務局のほうにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

学会短信 No. 132

2015. 4. 27

漁業経済学会事務局(総務：工藤 貴史)

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

東京海洋大学内